

第二次市川市防犯まちづくり基本計画（概要）

1. 計画策定の趣旨

「市川市防犯まちづくり基本計画」は、「市川市防犯まちづくりの推進に関する条例」第8条に基づき、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため定めるものである。

本市では、計画期間を平成18年度から平成27年度までとした「(第一次)市川市防犯まちづくり基本計画」(以下「第一次基本計画」という。)を策定し、防犯まちづくりに関する施策を推進してきた。

本計画「第二次市川市防犯まちづくり基本計画」(以下「第二次基本計画」という。)は、「第一次基本計画」の体系を踏襲しながらも、より実効性をもたせるため、昨今の社会情勢や犯罪状況に対応できるよう見直しを行ったものである。

本計画をもとに市全体で総合的に防犯まちづくりに関する施策に取り組むことで、犯罪のない「安全で安心してくらすことができるまち」の構築を目指す。

2. 計画の対象等

(1) 対象とする犯罪等

不特定多数を狙い、市民生活に身近な場所で発生する犯罪及びこれらの犯罪に遭遇する不安感について対象とする。

(2) 防犯まちづくりとは

犯罪を予防するため市、市民、自治(町)会及び事業者等が行う生活環境の整備並びに犯罪を防止するために行う自主的な取組みをいう。

本計画においては、犯罪が発生する環境や状況に着目し、その誘発要因を除去することで犯罪の起こりにくい地域の形成を目指す。

3. 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

ただし、社会情勢や犯罪状況の変化等により適宜見直すものとする。

4. 計画の位置づけ

本計画は「市川市総合計画(I&Iプラン21)」の部門別計画に位置づけられ、本市の計画は体系との整合性を図っている。

5. 計画の性格等

- (1) 防犯まちづくりに関して総合的かつ長期的に講ずるべき施策の大綱である。
- (2) 計画を通して目指すべき指標等を定める。
- (3) 現在の社会情勢及び犯罪状況、本市の地域特性、防犯まちづくり推進協議会及び市民の意見等を踏まえ策定したものである。
- (4) 本計画では、計画期間を「第一次基本計画」の10年間から5年間に変更し、社会情勢や犯罪状況の変化に柔軟に対応する。
- (5) 本計画は、施策の基本的方向に「高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進」を新たに加え、急増する振り込め詐欺等の高齢者を狙った犯罪の対策を強化する。

6. 基本の方針

防犯まちづくりの 目的	<ol style="list-style-type: none"> (1) 犯罪被害の事前予防 (2) 犯罪遭遇の不安感の減少 (3) 地域の魅力の向上と活力の増進
防犯まちづくりの 基本理念	<ol style="list-style-type: none"> (1) 自立と相互扶助の精神に基づいた主体的な取り組み (2) 住民を中心とした防犯まちづくり関係者の連携及び協力 (3) 地域の状況及び住民の意向を踏まえた総合的な取り組み (4) 市民の自由と権利利益を不当に侵害しないよう配慮した取り組み (5) 快適で活力のあるまちづくり等、幅広い視野からの取り組み
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> (1) 防犯に係る情報共有と人材養成の推進 (2) 住民等による自主的な防犯活動の促進 (3) 防犯に配慮した住まいづくりの促進 (4) 子どもたちを守るまちづくりの推進 (5) 安心して夜道を歩けるまちづくりの推進 (6) <u>高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進</u>

7. 推進体制と役割分担

(1) 防犯まちづくりの推進体制	(2) 防犯まちづくりの役割分担
<ol style="list-style-type: none"> ① 防犯まちづくりの推進協議会の設置 ② 地域における推進体制 小中学校、自治会等の区域において、市民、事業者、警察などによる防犯まちづくりの協議の場を促進、支援する。 ③ 市の推進体制 庁内関係課の調整を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 市の役割 ② 市民に期待する役割 ③ 自治会に期待する役割 ④ 事業者に期待する役割 ⑤ 学校等に期待する役割 ⑥ 警察に期待する役割

8. 市の推進施策

(防犯まちづくりの施策の体系)

施策の基本的方向	施 策
1. 防犯に係る情報共有と人材養成の推進	(1) 定期的な犯罪発生情報の提供 (2) 緊急時における情報共有体制の整備 (3) 防犯に関する講演会等の開催 (4) 暴力団排除に関する取組みの推進 (5) 防犯対策用品等の配布による啓発活動の実施
2. 住民等による自主的な防犯活動の促進	(1) 防犯活動に必要な物品の提供 (2) 青色防犯パトロール活動団体への支援 (3) 地域出動式の開催 (4) 個人に対しての防犯活動への参加促進 (5) 優れた自主防犯活動の表彰
3. 防犯に配慮した住まいづくりの促進	(1) 防犯に配慮した住宅に関する情報提供 (2) 宅地開発条例に係る指導及び助言 (3) 緑化助成制度(生垣助成事業)【関連施策】 (4) 危険コンクリートブロック塀等除却事業助成制度【関連施策】
4. 子どもたちを守るまちづくりの推進	(1) 青色防犯パトロールの実施及び効果的なパトロールの促進 (2) 防犯に関する教育の実施 (3) 少年補導員による「愛のひと声」補導活動の推進 (4) 「セーフティスクールプラン」の作成 (5) 「危険等発生時対処要領」の作成 (6) 学校の整備計画に基づく施設の整備と安全点検の実施 (7) 安全で質の高い教育環境の整備 (8) 「地域安全マップ」の作成 (9) 「かけこみ110番」普及の支援
5. 安心して夜道を歩けるまちづくりの推進	(1) 街頭防犯カメラの維持管理及び設置費補助 (2) 犯罪発生箇所における電柱幕の掲示 (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言及び指導【関連施策】 (4) 道路照明設備の整備及び管理の推進【関連施策】 (5) 「市民マナー条例」の推進【関連施策】 (6) 景観の整備による犯罪の事前予防【関連施策】
6. 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進	(1) 情報を受け取る機会が少ない方への啓発 (2) 防犯に関する相談窓口の提供 (3) 振り込め詐欺への対策の実施 (4) 福祉関連事業における犯罪被害の事前予防【関連施策】 (5) 地域のつながり・支え合いの推進【関連施策】 (6) 市川市地域見守り活動【関連施策】

【関連施策】 防犯に特化したものではないが、施策が推進されることで防犯まちづくりにつながるもの